

廃棄物処理施設整備費（公共）

155,985百万円（134,008百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課
浄化槽推進室
産業廃棄物課

事業の概要

循環型社会の形成に向け、基本的かつ総合的な施策を策定し、市町村等に対し、財政的な援助を与えることは、循環型社会形成推進基本法において国の責務とされており、国が強力にリーダーシップを発揮し、循環型社会に相応しい廃棄物処理システムを構築することが必要である。

このため、廃棄物処理施設整備費補助による国の支援措置の充実・強化を図ることとし、以下のような補助制度の見直しを行うものである。

1. 補助率の引き上げ

- ・ごみ処理関係施設整備事業の補助率を1/4から1/3に引き上げる。ごみの有料化や分別の徹底などにより、廃棄物の発生抑制や再生利用を推進し、循環型社会の形成に向けて率先した取組を行う市町村については、補助率1/2とする。
- ・浄化槽整備事業については、下水道や農業集落排水事業と比べて補助率が低いことから、浄化槽整備を一層推進するため浄化槽の補助率を1/3から1/2に引き上げる。

2. 補助対象範囲の拡充

- ・建築物、管理棟及び用地費の補助対象としての復活等
従来から、ごみ処理施設、し尿処理施設及び埋立処分地施設等を補助対象範囲の重点化の観点から、補助対象外としていた部分について、補助対象として復活する。
- ・産業廃棄物処理施設整備事業（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業からの名称変更）
産業廃棄物処理施設整備事業については、モデル補助から一般補助とし、最終処分場については残余年数5年以下の場合に限り、2

箇所目以上も補助対象とする。

- ・ 単独処理浄化槽の撤去費用補助

全浄化槽のうち単独処理浄化槽が7割を占めており、このため、合併処理浄化槽の設置に伴い、単独処理浄化槽を撤去する費用を上乗せする。(10万円を限度)

3 . 施設整備のコスト縮減方策(廃止される廃棄物処理施設の再生事業)

廃止される一般廃棄物処理施設について、総点検を実施し、その結果、部分的な設備の更新のみで施設を再生して利用することにより、新規の廃棄物処理施設整備時のコスト縮減に資するため、廃止される施設の再生事業(施設の一部更新事業)に対し、国庫補助を行う。

4 . その他、所要の補助要件の改正要求を行う。

施策の効果

- ・ 廃棄物処理施設の整備を推進することにより、廃棄物の円滑かつ適正な処理が行われ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上が図られる。
- ・ 浄化槽の整備により、湖沼等公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水環境の向上が図られる。